

## みえセレクションロゴマーク取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、みえセレクションのロゴマークを使用する場合の取扱について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、ロゴマークとは、県が定めた別紙1のものをいう。

### (管理主体)

第3条 ロゴマークの管理は、県産品振興課が行うものとする。

### (使用条件)

第4条 ロゴマークは、みえセレクションの制度及び選定品をPRする場合において、使用できるものとする。

### (使用承認申請)

第5条 ロゴマークを使用するもの(以下「使用者」という。)は、「みえセレクションロゴマーク使用申請書」(以下「申請書」という。様式第1号)を、県産品振興課へ提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書の提出を要しない。

- (1) 県及び県内の市町が使用する場合
- (2) みえセレクション選定品を生産、製造又は販売(内容又は表示等の責任を負う者として販売を行う場合に限る)を行う事業者(以下、「みえセレクション選定事業者」という。)が、ロゴマークを選定品の容器又は包装に表示するために、「みえセレクション選定事業者用 ロゴマーク使用届出書」(様式第2号)を県産品振興課に提出した場合
- (3) みえセレクション選定事業者が広報に使用する場合
- (4) 報道機関がみえセレクションの報道に使用する場合
- (5) その他、県が使用を適当と認めた場合

2 県は、前項の承認にあたり、次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 制度の趣旨に反するもの
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教等のための活動、又はそのおそれがあると認められる場合

- (4) 不当な利益を得るための活動、又はそのおそれがあると認められる場合
- (5) みえセレクションのイメージや品位を傷つけるおそれがあると認められる場合
- (6) 適正な使用方法に従って使用しないおそれがあると認められる場合
- (7) その他承認することが不相当と認められる場合

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は無償とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次に定める事項について、遵守することとする。

- (1) 別紙2に定める「みえセレクションロゴマーク使用に関する注意事項」に基づき、定められた色、形式などを正しく使用すること。ロゴマークの一部のみを使用したり、又は変形させたり、他の図形や文字と重ねて使用をするなどの改変を加えることは禁止する。
- (2) ロゴマークのイメージを損なう使用はしないこと。

(使用内容の変更)

第8条 使用者は使用承認を受けた内容に変更が生じた場合は、あらかじめ「みえセレクションロゴマーク使用変更申請書」(様式第3号)を県産品振興課に提出し、その承認を得るものとする。

2 県は、前項の承認にあたっては、第5条第2項の規定を準用する。

(承認の取消)

第9条 県は、ロゴマークの使用がこの要領又は承認内容に違反していると認められる場合は、当該承認を取り消すことができる。この場合、ロゴマークの使用承認を受けた者に損害が生じても、県はその責を負わない。

2 前項の承認の取消は、使用者に対し、ロゴマークの使用承認取消について、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。

3 前2項により使用承認を取り消された者は、承認取消の通知があった日以降、当該承認に係る使用をしてはならない。

(使用期間)

第10条 ロゴマークを使用できる期間は、県が使用を承認した日又は届出のあった日から申請書又は届出書に記載した使用期間までとする。ただし、使用期間は県が使用を承認した日又は届出のあった日が属する年度の3月末日までを限度とする。

(事故、苦情等の処理)

第11条 ロゴマークの使用承認を受けた者は、ロゴマークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故、苦情等について、県はその責を負わないものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、県が別に定める。

(附則)

この要領は、平成25年 4月22日から施行する。

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成27年12月 1日から施行する。

この要領は、平成29年 2月 1日から施行する。

この要領は、平成30年 3月27日から施行する。

この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。